

仙北市岩盤浴地安全対策検討調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

仙北市岩盤浴地安全対策検討調査業務

(2) 業務の目的

本業務は地方創生推進交付金を活用し、雪崩の危険性により冬期間の閉鎖が続いている十和田・八幡平国立公園内の岩盤浴地の冬季利用再開に向けた協議を国・県等と行うため、最適な安全対策のあり方の検討をすることを目的とする。

(3) 業務の内容

別添仕様書のとおり。

仙北市岩盤浴地安全対策検討調査業務委託仕様書

(4) 業務の期間

契約の日から平成 30 年 3 月 16 日まで

(5) 提案限度額

① 5,950,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

②対象経費

区 分	内 容
1. 人件費	業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
2. 報償費	業務の遂行に必要な有識者等に係る謝礼
3. 旅費	業務従事者が事業を行う為に必要な交通費等
4. 使用料	業務の遂行に必要な機材・設備等に係る使用料
5. 消耗品費	業務の遂行に必要な物品の購入にかかる経費
6. 印刷製本費	実施報告書作成にかかる経費
7. 一般管理費	1～6の計の10%以内 ※小数点以下切り捨て
8. 消費税及び 地方消費税相当額	1～7の8% ※小数点以下切り捨て

③対象外経費の例

- ・ 備品の購入及び修理費、車検費用等に係る経費
- ・ 飲食、接待にかかる経費

- ・その他、受託業務との関連が認められない経費

(6) 留意事項

- ・本業務は、地方創生推進交付金を受けて実施するものであることから、受託者となった場合は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。

2 参加者の資格

参加者の資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 仙北市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 平成29年度において仙北市の測量・建設コンサルタント等の入札資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。（未登録の場合は、参加意思確認書の提出期限までに登録を行ってください。仙北市ホームページ>行政情報>入札・契約 各種様式等で案内しています。なお、登録をされる際は事前に「仙北市契約検査室 電話番号0187(43)1119へ連絡の上手続きを行ってください。）

3 プロポーザルの日程（予定）

8月 7日(月)	実施要領発表・公募開始
8月10日(木)	質問提出期限（正午まで）
8月18日(金)	質問に対する回答を仙北市ホームページに公表（午後5時まで）
8月28日(月)	プロポーザル参加意思表明及び提案書提出期限（午後5時まで）
9月 5日(火)	プレゼンテーション審査
9月 上旬	審査結果の通知

4 質問及び回答

質問は、質問書（様式4）により受付け、回答を行う。

(1) 提出期限

平成29年8月10日（木）正午必着

(2) 提出方法

ファクシミリ

(3) 提出先

「10 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

平成29年8月18日(金)午後5時までに、仙北市ホームページにて公表する。

5 プロポーザル参加意思表示及び企画提案書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内 容	必要部数
①参加意思確認書(様式1)	必要事項を記入。 ※入札参加資格未登録の場合は当該書類も提出。	1部 (正本)
②企画提案書(任意様式)	A4版、両面印刷を原則。	8部
③会社概要(任意様式)	経歴、事業概要等を記載。(パンフレット等での代用可)	8部
④業務委託の推進体制(様式2)	様式の記載項目をカバーしていれば、任意様式でも可。(複数枚可)	8部
⑤業務実績(様式3)	同種・類似の業務を実施した過去3年間の実績を記載。(業務名、発注者、履行期間、履行内容)	8部
⑥見積金額等(任意様式)	設計書に基づき記載。	正本1部 副本7部

※ ①～⑤の順番に重ねて左上をクリップ留めし、持参または郵送にて提出すること。なお、ファクシミリや電子メールでの提出は受け付けない。

※ 企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

(1) 提出先、提出方法及び期限等

提出先 「10 問合せ先」に同じ

提出期限 平成29年8月28日(月)午後5時必着

6 選定委員会の開催

受託候補者の選定を行う選定委員会を開催する。

プロポーザル参加者による企画提案書類及びプレゼンテーションにより選定を行う。

(1) 開催日時

平成29年9月5日(火)午前10時～(予定)

事業者毎の開始時刻等の詳細は、8月31日(金)午後5時までにファクシミリで通知する。

(2) 開催場所

仙北市田沢湖総合開発センター（仙北市役所田沢湖庁舎となり）2階『農林研修室』
事業者側の参加人数は、3名以内とすること。

(3) 実施時間

1事業者につき30分程度を予定。事業者から25分程度で企画提案内容を説明した後、5分程度の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書提出時に申し出ること。

(5) 説明者について

原則として、企画提案書の「業務委託の推進体制」に記載の配置予定者が行うこと。

7 選定委員及び評価の方法

(1) 選定委員は仙北市長があらかじめ指名した5名とし、うち1名を委員長とする。

(2) 選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、次の観点から評価を行う。

評価項目	評点の観点	配点(満点)
業務実施能力	・過去の業務実績(本業務と同種または類似業務) ・適切な業務執行体制(人員配置・役割分担)	100点
企画提案書	・提案内容の具体性、的確性、話題性 ・効率的な実施スケジュール ・付加価値提案、追加提案 ・見積額と業務数量の整合性	400点
合 計		500点

(3) 評価点を集計し協議の上、受託候補者及び次点者を決定する。

(4) 審査の結果は郵送にて通知する。なお、審査経過については公表しない。

8 契約締結

受託候補者に決定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

9 その他

(1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しません。

(3) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ①提出書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。
- ②プロポーザル提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。
- ③プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- ④提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。

10 問合せ先

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

仙北市総務部 総合防災課（担当：加古、芳賀）

TEL 0187-43-1115 FAX 0187-43-1300

メール bousai@city.semboku.akita.jp